

STAGE 1
概要

? 問題

商標登録制度は「良い商品・サービス」であることを国が認証する制度である?

A: ○ B: ✕

STAGE 1
概要

? 問題

商標登録の「商標」とは「標章(文字・図形・立体的形状など)」と「商品・サービス」の組み合わせである?

A: ○ B: ✕

STAGE 1
概要

? 問題

商標出願したものは全て商標登録される?

A: ○ B: ✕

STAGE 1
概要

? 問題

実際に商標登録ができるものは?

A: 匂い B: 音 C: 味

STAGE 1
概要

? 問題

商標登録の判断基準は、出願された商標が他の商標と「見た目(外観)」「聞こえ方(称呼)」「想到される意味(観念)」が同じでないことである?

※「想到される意味」とは、「星」と「スター」のように呼び方は違ってもイメージされるものが同じもののこと

A: ○ B: ✕

STAGE 1
概要

? 問題

洗濯機に「せんたくき」というネーミングで商標登録することができる?

A: ○ B: ✕

STAGE 1
概要

? 問題

「地域名」+「普通名称(商品・サービスの一般的名称)」の組み合わせで一定の要件を満たした場合は商標登録することができる?

例) 地域名 知覧茶 商品の一般名称、 地域名 はかた地どり 商品の一般名称

A: ○ B: ✕

STAGE 1
概要

? 問題

商標権とは商品・サービスに使用する「標章(文字・図形・立体的形状など)」を独占使用できる権利のことである?

A: ○ B: ✕

STAGE 1
概要

? 問題

商標登録は、模倣品や偽物を流通させないために有効である?

A: ○ B: ✕

STAGE 1
概要

? 問題

商標登録された商標につけていいマークは?

A: ® B: © C: 

STAGE 1
概要

? 問題

商標登録されると、「商品・サービス」の知名度が上がります、売上げも上がる?

A: ○ B: ✕

STAGE 1
概要

? 問題

次の内、商標登録ができるものは?

/ 答えはつじやないよ !

- A: 自分が持つ商品・サービスに使用している商標
- B: これから販売予定の商品・サービスに使用する予定の商標
- C: 人が持っている商品・サービスに使用されている商標

STAGE 1
概要

? 問題

商標登録の申請書の出願先は?

- A: 弁護士事務所
- B: 特許庁
- C: 市町村

STAGE 1
概要

? 問題

商標権は登録されてから、はじめて効力を持つ?

A: ○ B: ✕

STAGE 1
概要

? 問題

商標登録は無料で行える?

A: ○ B: ✕

STAGE 1
概要

? 問題

通常の商標の場合、出願をしてから商標登録にかかる時間は?

A: 即日 OK! B: 1か月 C: 半年程度

STAGE 1
概要

? 問題

商標登録したらその商標権は永久的に保持することができる?

A: ○ B: ✕



! 正解 正解したら、ポイントget!

A

<解説>

「商標」＝「標章」×「商品・サービス」
「標章」にはブランド名や商品のネーミング、会社のロゴ、マーク、立体的な形状、色彩等が含まれます。商標権を取得したい「商品・サービス名」を指定する必要があります。
▶「地域ブランド実践者必携GUIDE BOOK」p.14参照



! 正解 正解したら、ポイントget!

B

<解説>

商標権は、そのネーミングやロゴマークを守る権利であり、商品の品質やサービスの質の良し悪しを保証するものではありません。
▶「地域ブランド実践者必携GUIDE BOOK」p.13参照



! 正解 正解したら、ポイントget!

B

<解説>

「音」は2015年4月より登録受付がはじまりました。
「匂い」「味」に関しては、現在のところ、日本での登録は認められていませんが、アメリカやオーストラリアでは認められています。



! 正解 正解したら、ポイントget!

B

<解説>

「普通名称」や「既に登録されている商標」、「登録商標に似ていると判断された商標」は登録することができません。



! 正解 正解したら、ポイントget!

B

<解説>

商品・サービスの「普通名称」を普通に表示する標章は商標登録することはできません。
「普通名称」とは、取引業界でその商品・サービスの一般的な名称であると認識されているものをいい、略称や俗称(携帯電話→ケータイ)なども普通名称として扱います。



! 正解 正解したら、ポイントget!

B

<解説>

届出商標を審査する場合は、外観・称呼・観念の3要素を総合的に判断します。
「同じでない」ことは勿論のこと、外観・称呼・観念のうち「1つでも類似」であれば、「類似商標」と判断される可能性があります。
▶「実践者必携GUIDE BOOK」p.15参照



! 正解 正解したら、ポイントget!

A

<解説>

商標権を持つ人は、登録出願の際に指定する「商品・サービス」について登録商標を「使用する権利」を専有します。また、他人が類似範囲の商標を使用することを排除することができます。



! 正解 正解したら、ポイントget!

A

<解説>

「地域名」と「商品・サービスの普通名称」を組み合わせた商標であっても、定められた要件を満たしていれば、登録することができます。これを「地域団体商標制度」といいます。
▶「実践者必携GUIDE BOOK」p.16-17参照



! 正解 正解したら、ポイントget!

A

<解説>

Rマークは「Registered Trademark(登録商標)」の頭文字で、登録済みの商標であることを示します。
因みに、CマークはCopy rightの頭文字で、著作権を表します。
地域団体商標ロゴマークは、「地域団体商標のみ」表示が可能です。そのため、一般商標への表示はできません。



! 正解 正解したら、ポイントget!

A

<解説>

商品・サービスの名称等を法的に保護して他の人が使えないようにするのが「商標登録」です。商標登録をすることで、模倣品や偽物の流通を防ぎ、積み上げてきた「ブランドの価値や信頼」を守ることができます。
▶「実践者必携GUIDE BOOK」p.16参照

10Pt
get

! 正解 正解したら、ポイントget!

A・B・C

<解説>

「同じまたは「類似」の登録商標がなければ、登録は可能であり、現在使っていない、将来的に使う意思があれば登録できます。他の人が持っている商品・サービスに使用されている商標も登録することはできますが、相手の商標を先に登録し、お金を巻き上げる等の悪意を持って登録することは、相手を傷つける行為になるためモラルの範囲で商標権を活用しましょう。

10Pt
get

! 正解 正解したら、ポイントget!

B

<解説>

商標登録によって、一時的には注目されるかもしれませんが、その後の自発的な周知活動や販売促進が必要です。

商標登録されたとしても、登録先の特許庁が大々的に広報活動を行ってくれるわけではありません。

▶実践者必携GUIDE BOOK」p.13参照

10Pt
get

! 正解 正解したら、ポイントget!

B

<解説>

商標権は、出願中より効力が発生します。

出願から商標登録までの間に他の人が無断で出願中の商標をその指定商品・サービスに使用していた場合、出願人は相手に対して登録完了後に金銭的請求権を行使することができます。

10Pt
get

! 正解 正解したら、ポイントget!

B

<解説>

出願先は特許庁のみとなっています。出願方法は、特許庁の窓口への持参、郵送による出願、パソコン等を利用した電子出願があります。

10Pt
get

! 正解 正解したら、ポイントget!

C

<解説>

商標登録には審査期間があるため、一般的に登録までには出願から6～8ヶ月かかります。

一定の要件を満たしていれば、「商標早期審査・早期審理制度」を活用して、登録までの期間を3ヶ月程度に縮めることができます。▶「実践者必携GUIDE BOOK」p.14参照

10Pt
get

! 正解 正解したら、ポイントget!

B

<解説>

商標登録には

- 出願料:3,400円+ (8,600円×登録区分数)
 - 登録料:28,200円×登録区分数
 - 更新料:38,300円×登録区分数 (2018年3月時点)
- がかかります。商標登録できなかった場合でも、出願をした時点で、出願料が発生します。

10Pt
get

! 正解 正解したら、ポイントget!

B

<解説>

登録期間は10年間です。

但し、登録の更新(10年ごと)を行うことで、永久的な権力保持も可能になります。

▶実践者必携GUIDE BOOK」p.14参照